

令和5年度五所川原市保育料等基準額表

●教育認定(幼稚園・認定こども園)・・・満3歳以上

推定年収	国階層	市階層	市階層定義	徴収金額(月額)		副食費徴収免除	
				教育標準時間		第1・2子	第3子以降
-	1	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0		免除	免除
270万円未満	2	2	市民税非課税または均等割のみの課税世帯	0		免除	免除
270万円以上 360万円未満	3	3	市民税所得割額77,100円以下	0		免除	免除
360万円以上 680万円未満	4	4	市民税所得割額211,200円以下	0		徴収	免除
680万円以上	5	5	市民税所得割額211,201円以上	0		徴収	免除

《備考》

- ①保育時間……教育標準時間(4時間)
- ②推定年収は、おおよその目安です。
- ③幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内において、同一世帯の2人以上の児童が、同時に小学校、保育所、幼稚園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合、利用する年齢順で第1子、第2子、第3子と数えます。
- ④推定年収が360万円未満相当の場合は、年齢にかかわらず、被監護者数を第1子、第2子、第3子と数えます。
- ⑤市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等を適用する前の額となります。
- ⑥4～8月分は令和4年度市民税額、9月～翌年3月までは、令和5年度市民税額に基づいて階層を決定します。

●保育認定(保育所・認定こども園)・・・3歳以上

推定年収	国階層	市階層	市階層定義	徴収金額(月額)		副食費徴収免除		
				標準時間	短時間	第1・2子	第3子以降	
-	1	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	免除	免除	
260万円未満	2	2	市町村民税非課税世帯	0	0	免除	免除	
260万円以上 330万円未満	3	3-1	市町村民税所得割額非課税世帯(均等割のみ課税)	ひとり親世帯等	0	0	免除	免除
				その他				
		3-2	市町村民税所得割25,000円未満	ひとり親世帯等	0	0	免除	免除
				その他				
		3-3	市町村民税所得割25,000円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	0	0	免除	免除
				その他				
330万円以上 470万円未満	4	4-1	市町村民税所得割48,600円以上60,700円未満	ひとり親世帯等	0	0	免除	免除
				その他			その他徴収	
		4-2	市町村民税所得割60,700円以上70,000円未満	ひとり親世帯等	0	0	免除	免除
				その他			徴収	
		4-3	市町村民税所得割70,000円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	0	0	免除	免除
				その他			徴収	
4-4	市町村民税所得割77,101円以上78,900円未満	0	0	徴収	免除			
4-5	市町村民税所得割78,900円以上97,000円未満	0	0	徴収	免除			
470万円以上 640万円未満	5	5-1	市町村民税所得割97,000円以上110,000円未満	0	0	徴収	免除	
		5-2	市町村民税所得割110,000円以上121,000円未満	0	0	徴収	免除	
		5-3	市町村民税所得割121,000円以上150,000円未満	0	0	徴収	免除	
		5-4	市町村民税所得割150,000円以上169,000円未満	0	0	徴収	免除	
640万円以上 930万円未満	6	6-1	市町村民税所得割169,000円以上200,000円未満	0	0	徴収	免除	
		6-2	市町村民税所得割200,000円以上301,000円未満	0	0	徴収	免除	
930万円以上 1,130万円未満	7	7-1	市町村民税所得割301,000円以上330,000円未満	0	0	徴収	免除	
		7-2	市町村民税所得割330,000円以上397,000円未満	0	0	徴収	免除	
1,130万円以上	8	8	市町村民税所得割397,000円以上	0	0	徴収	免除	

《備考》

- ①保育時間……保育標準時間(11時間)、保育短時間(8時間)
- ②推定年収は、おおよその目安です。
- ③同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合⇒利用する年齢順で第1子、第2子、第3子と数えます。
- ④推定年収が360万円未満相当の場合は、年齢にかかわらず、被監護者数を第1子、第2子、第3子と数えます。
- ⑤市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等を適用する前の額となります。
- ⑥4～8月分は令和4年度市民税額、9月～翌年3月までは、令和5年度市民税額に基づいて階層を決定します。
- ⑦令和5年4月1日時点での年齢で判断します。

令和5年度五所川原市保育料基準額表

●保育認定(保育所・認定こども園)・・・3歳未満

推定年収	国階層	市階層	市階層定義	徴収金額(月額)				参考:国基準額		
				標準時間	第3子 軽減※	短時間	第3子 軽減※	標準時間	短時間	
-	1	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0		0		0	0	
260万円未満	2	2	市町村民税非課税世帯	0		0		0	0	
260万円以上 330万円未満	3	3-1	市町村民税所得割額非課税世帯(均等割のみ課税)	ひとり親世帯等	5,500		5,400		19,500	19,300
			その他	12,000		11,800				
		3-2	市町村民税所得割25,000円未満	ひとり親世帯等	6,500		6,350			
			その他	14,000		13,700				
		3-3	市町村民税所得割25,000円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	7,750		7,600			
			その他	16,500		16,200				
330万円以上 470万円未満	4	4-1	市町村民税所得割48,600円以上60,700円未満	ひとり親世帯等	9,000		9,000		30,000	29,600
			その他	22,000	7,330	21,600	7,200			
		4-2	市町村民税所得割60,700円以上70,000円未満	ひとり親世帯等	9,000		9,000			
			その他	23,000	7,660	22,600	7,530			
		4-3	市町村民税所得割70,000円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000		9,000			
			その他	24,000	8,000	23,600	7,860			
		4-4	市町村民税所得割77,101円以上78,900円未満		25,000	8,330	24,600	8,200		
		4-5	市町村民税所得割78,900円以上97,000円未満		26,000	8,660	25,600	8,530		
470万円以上 640万円未満	5	5-1	市町村民税所得割97,000円以上110,000円未満		30,000	24,830	29,500	24,460	44,500	43,900
		5-2	市町村民税所得割110,000円以上121,000円未満		32,000	25,500	31,500	25,130		
		5-3	市町村民税所得割121,000円以上150,000円未満		34,000	26,160	33,400	25,760		
		5-4	市町村民税所得割150,000円以上169,000円未満		36,000	26,830	35,400	26,430		
640万円以上 930万円未満	6	6-1	市町村民税所得割169,000円以上200,000円未満		36,000	32,330	35,400	31,830	61,000	60,100
		6-2	市町村民税所得割200,000円以上301,000円未満		37,000	32,660	36,400	32,160		
930万円以上 1,130万円未満	7	7-1	市町村民税所得割301,000円以上330,000円未満		38,000		37,400		80,000	78,800
		7-2	市町村民税所得割330,000円以上397,000円未満		39,900		39,200			
1,130万円以上	8	8	市町村民税所得割397,000円以上		45,000		44,300		104,000	102,400

《備考》

- ①保育時間……保育標準時間(11時間)、保育短時間(8時間)
- ②推定年収は、おおよその目安です。
- ③ひとり親世帯等において、3歳未満第2子以降は保育料は0円です。
- ④同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合⇒利用する年齢順で第1子、第2子、第3子と数えます。また、3歳未満第2子の児童については半額、第3子以降の児童については無料になります。
- ⑤推定年収が360万円未満相当の場合は、年齢にかかわらず、被監護者数を第1子、第2子、第3子と数えます。
- ⑥市民税所得割額が301,000円未満の世帯について、同一世帯に、18歳未満の兄及び姉が2人以上いる場合、入所する児童(3歳未満)については、軽減措置が講じられます。(表の※参照)
- ⑦軽減措置が重複した場合より軽減となる方が適用されます。
- ⑧市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等を適用する前の額となります。
- ⑨4～8月分は令和4年度市民税額、9月～翌年3月までは、令和5年度市民税額に基づいて階層を決定します。
- ⑩令和5年4月1日時点での年齢で判断します。